

「品川区における帰宅困難者・滞留者対策を考える」を実施

品川区における帰宅困難者・滞留者対策を考える講演会および協議会活動報告会が令和2年1月15日(水)、品川区役所 講堂(品川区広町2-1-36)で開催され、各協議会の会員である事業所・学校関係者・商店街・町会・防災関係機関(警察・消防など)の関係者121名(うち、【しながわCSR推進協議会会員19企業23名】)が参加しました。

防災講演の講師は、帰宅困難者対策の研究を行っている東京大学大学院 廣井 悠 准教授が務めました。対策の要点や企業・行政・個人の役割、見落としがちな課題などについて、スライドを用いて解説されました。

震災時に一斉帰宅を抑制することの重要性を説き、「帰宅困難者・滞留者を発生させないことは、職住分離という現代社会の構造的に困難です。

重要なのは、発災後の対策をしっかりと行うこと。人命を守るために自分たちになにができるのか、普段からしっかりと準備を行いましょう」と参加者へ語りかけました。

次に、区内主要4駅(大崎・五反田・目黒・大井町)周辺帰宅困難者対策協議会および国道15号徒歩帰宅者支援対策協議会の会長が、それぞれ活動報告を行いました。

その中で【しながわCSR推進協議会会員企業】であり大崎駅周辺帰宅困難者対策協議会会長である【株式会社明電舎】、五反田駅周辺帰宅困難者対策協議会会長である【大崎電気工業株式会社】が活動報告を行いました。

最後に廣井准教授が講評を実施しました。各協議会のこれからの活動のヒントが示されるとともに、継続した意見交換を行うことが提案され、閉会しました。

参加者からは「一斉帰宅抑制の大切さを再認識できた」、「新しい視点で考える機会を与えてもらった」、「帰宅困難者対策の意義・必要性が再認識できた」、「今後の震災対策に役に立つ」などの感想が寄せられました。

※詳細は、以下の区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/shinagawaphotonews/shinagawaphotonews-2020/20200115191240.html>

3. CSR講演会と活動事例発表会を開催

2月5日(水)、大井町駅前のきゅりあん小ホールで開催しました。

第一部では、サンメッセ総合研究所 所長・首席研究員であります川村 雅彦 氏が「しながわCSR推進協議会の活動をSDGsで整理する」をテーマに、協議会会員企業が実施する活動のSDGsとの関わりや分野の分析などについて講演。

また、第二部では、協議会会員企業の【株式会社クラダシ】が日本初・最大級の社会貢献型フードシェアリングプラットフォームであるKURADASHIを紹介し、食品ロス削減だけではなく、廃棄コスト削減につながる活動などの事例を発表しました。

※詳細は、以下の区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/shinagawaphotonews/shinagawaphotonews-2020/hpg000033067.html>

4. 「FMしながわ (FM88.9MHz)」

FMしながわは、2019年6月に開局した、品川区全域を放送エリアとするコミュニティFM局です。品川区の旬な情報、区役所からのお知らせ、こだわりの音楽など毎日24時間放送中！

ラジオは、FM88.9MHz。JCB Aインターネットサイマルのサイト
<https://www.jcbasimul.com/radio/1245/>
から、スマホやタブレット、パソコンでも聴くことができます。

また、区の防災行政無線と連動しているので、大雨洪水警報などの緊急情報がラジオでリアルタイムで流れます。

※番組内容等くわしくは、公式ホームページをご覧ください。

<https://www.fm-shinagawa.co.jp/>

5. 新規入会企業の紹介【シック・ジャパン株式会社】

2月12日(水)、「シック・ジャパン株式会社」が、当協議会に入会されましたので、ご紹介いたします。

◆シック・ジャパン株式会社

(所在地：品川区上大崎 2-24-9 アイケイビル)

●事業内容

シェービング関連用品の輸入および販売

●CSR・社会貢献活動等に係る企業理念・考え方

シックはCSR活動において、エッジウェルパーソナルケアが掲げる
“Do the right thing. ～正しいことをする～” をモットーとしています。
また、それを「私たちの人々(People)は、私たちの地球(Planet)を
守り続けるために」、生活をより快適に、より健康に、そしてより清潔に
する製品(Products)を作る」という3つのPに象徴される3つの側面から
取り組んでいます。

●現在までに実施された社会貢献活動等の実績（品川区内での実施を問わず）

- ・ペットボトルキャップ回収（子どもワクチン支援）
- ・花ボランティア（チューリップの球根掘り起し作業：足立区都市農業公園）

・シェービング啓蒙・普及活動

●ホームページ

<https://www.schick-jp.com/>



最後までお読みいただきありがとうございました。
みなさまの企業活動の参考になりましたでしょうか？

会員企業の方々が実施されている社会貢献活動について、広く周知をさせていただきたいと思いますので、皆様からの情報提供も是非お待ちしております！
あわせて、本メールマガジンについてのご意見・ご感想も、よろしくお願いたします！



■以下のアドレスにて、バックナンバーや企業の社会貢献活動の一例を紹介中♪♪

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000017000/hpg000016993.htm>

■本協議会のPR動画（私たちの わ！しながわ ～しながわ CSR 推進協議会～）は以下のアドレスより、是非ご覧ください。

< 【20分版】 >

<https://www.youtube.com/watch?v=Empvang8sqY>

しながわ CSR 推進協議会の活動内容、【株式会社明電舎】・【東京サラヤ株式会社】・【寺田倉庫株式会社】のインタビュー、各会員企業のキャッチコピー等を収録しています。

< 【ダイジェスト版（2分動画）】 >

<https://www.youtube.com/watch?v=RM0k2flbggY>

■各会員企業のご担当者様のメールアドレスの新規登録・変更・配信停止などは、以下の協議会事務局（品川区総務課総務係）までご連絡をお願いいたします。



【発行】しながわ CSR 推進協議会 事務局

品川区総務部総務課総務係

〒140-8715 品川区広町 2-1-36

TEL 03-5742-6625 s-somu.shinagawa-csr@city.shinagawa.tokyo.jp

事 務 連 絡
令和2年2月25日

(団体名) 御中

情報流通行政局情報流通振興課
情報流通高度化推進室

新型コロナウイルス感染症対策としてのテレワークの活用について (事務連絡)

新型コロナウイルス感染症については、2月18日付け通知(別添1)により周知をお願いしたところですが、同月25日の新型コロナウイルス対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(別添2)が新たに決定されました。つきましては、当該基本方針に基づき、改めて、患者・感染者との接触機会を減らす観点から、テレワークの積極的な活用の呼びかけを傘下企業・貴団体に対して、お願いいたします。

また、外出・通勤の場合も、政府から発信される最新の情報を収集して頂き、混雑する時間帯を避ける時差出勤や、咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけていただくよう、有効な感染拡大防止策についても、引き続き周知をお願いいたします。

(参考)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルス感染症の対応について)

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○総務省テレワーク情報ページ

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/

○テレワークセキュリティガイドライン

https://www.soumu.go.jp/main_content/000545372.pdf

【問合せ先】

総務省情報流通行政局情報流通振興課
情報流通高度化推進室

飯村、諏訪、片畑

Email: telework@ml.soumu.go.jp

TEL 03-5253-5751

(契印・公印省略)

総情流第14号

令和2年2月18日

団体名

総務省大臣官房総括審議官
(情報通信担当)

新型コロナウイルスの発生を踏まえた対応について

平素より、情報通信行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスに関連した感染症については、我が国でも感染者が確認されており、内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、関係各所を挙げて、さらなる感染拡大の防止に向けた対策を強化していくこととしております。

2月18日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、総務大臣から、感染防止については、多くの人が集まる場所での感染の危険性を少しでも減らすため、通勤による混雑を緩和するテレワーク（特に在宅勤務）がその有効な対策であり、周知を図っていくとの趣旨の発言があったことから、傘下企業・貴団体において、可能な範囲でテレワークによる勤務を認めるなど、柔軟な働き方についてご配慮いただくよう、周知をお願いいたします。

また、通勤を伴う場合も、政府から発信される最新の情報を収集していただくとともに、混雑する時間帯を避ける時差出勤や、従業員をはじめとするお一人お一人が咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけていただくなど、有効な対策についての周知をお願いいたします。

(参考)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルス感染症の対応について)

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

問合せ先

総務省情報流通行政局情報流通振興課

情報流通高度化推進室

飯村、諏訪、片畑

Email: telework@ml.soumu.go.jp

TEL 03-5253-5751

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年2月25日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、

そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、
2. で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくようお願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- ・一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。
閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。
- ・感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある

一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。

- 発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。
- 罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。
- インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。
- 一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

- 感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- 重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- 社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
 - ・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ 等
- ② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

- ④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握 (サーベイランス (発生動向調査))

ア) 現行

- ① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める PCR 検査を実施する。
患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
- ② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関（民間の検査機関を含む。）における検査機能の向上を図る。
- ③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ) 今後

- 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のための PCR 検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

- ① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。

地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

- ② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
- ③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、
 - ・ 積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
 - ・ 一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。
- ② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア) 現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。
- ② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともにPCR検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナ

ウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大

防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) 水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に依じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。

- ⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。
- ⑦ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。

88.9 MHz FMしながわ



FM
SHINAGAWA
88.9MHz



スマホ・タブレットからも
お聴きになれます



岡本拓海

JURA (ユラ)

リスナーと双方向の情報発信
シナガワラジオ

金曜日 正午～生放送



環由加里

原つとむ

品川区広報情報番組
ほっとラジオしながわ

月～金 午前 11 時～
(午後 10 時～再放送)

地域の話題や行政情報、こだわりの音楽番組など毎日

24 時間放送中!!



(火) 小澤朋太

(水) 山田太一

(月) 秋本奈緒美

(水) 笹木香利

(金) 藤田昌典

東急沿線情報 & ハラエティ

SALUS all in one

月～金 午後 1 時～生放送



(土) 木村英里

(日) HARRY

地域とリスナーと
スタジオが link する
Link ~ Saturday ~
~ Sunday ~

土・日曜日 午後 1 時～生放送



藤田真紀子

高橋美保

新感覚音楽番組

クラシック・
パラダイス!

日曜日 午後 5 時～

(株) エフエムしながわ

03-6367-5289

品川区の防災無線と連動!

緊急時には FM しながわ を活用ください! 【受付時間】 平日 9 時 30 分～午後 6 時